

第 53 回 知的財産管理技能検定
2 級 実技試験
管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 X社は、医療用ロボットを研究開発するベンチャー企業である。X社の開発者甲と、大手精密機器メーカーY社の研究開発部の研究員乙は、新たな医療用ロボットに係る発明A、発明Bを共同で発明した。Y社の知的財産部の部員丙は、この共同研究開発の成果であるこれらの発明について特許出願をすることを検討している。丙は、発言1～2をしている。なお、X社とY社の間には、発明の取扱いに関して何ら取決めはないものとする。

発言1 「Y社は、職務発明の特許を受ける権利について従業者から取得する旨を、予め就業規則において定めています。この場合、発明Aに関する特許を受ける権利を乙からY社に移転するために、特許を受ける権利の承継手続は不要です。」

発言2 「X社は、発明Bの実施条件について、社内で意見がまとまらず、発明Bに係る特許出願について、難色を示しています。しかしながら、甲は、発明Bに係る特許出願について賛成しているので、X社の社内の意見がまとまるのを待たずに、Y社が発明Bに係る特許出願を単独で出願しても問題はありません。」

以上を前提として、問1～問4に答えなさい。

問1

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を選びなさい。

問2

【理由群I】の中から、問1において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群I】

- ア 職務発明であっても、特許を受ける権利を移転する場合には承継手続が必要であるため
- イ 特許を受ける権利が共有に係る場合は、他の共有者の同意を得る必要があり、予約承継は認められないため
- ウ 職務発明の帰属について就業規則で定められており、特許を受ける権利の承継手続は不要であるため

問3

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問4

【理由群Ⅱ】の中から、問3において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア Y社が単独で特許出願をして特許されても、異議理由を有することとなるため
- イ Y社が単独で特許出願をして特許されても、特許無効の理由を有することとなるため
- ウ Y社は、発明者を甲及び乙と記載すれば、単独で特許出願をすることができるため

2 化粧品メーカーX社は、新商品の口紅について、商品名Aとして製造販売をする企画を検討し、X社の知的財産部の部員甲が先行商標調査を行った。その結果、化粧品メーカーY社が、商品名Aと類似する商標Bについて、指定商品を「化粧品」とする商標登録を受けていることがわかった。商標Bに係る商標登録出願の出願日は2025年3月4日、登録日は2025年11月4日、商標掲載公報発行日は2025年11月18日であった。甲はX社の知的財産部の部長乙に対して、2026年3月4日に発言1をしている。なお、口紅は、指定商品「化粧品」に含まれるものとする。

発言1 「現時点であれば、商標Bに対しては、異議理由があれば登録異議の申立てをすることができます。」

また、Y社が、商標Bに係る商標権に関して、口紅について、W社に使用許諾をしていることがわかった。また、W社は、商標Bを口紅について使用し、他人の業務に係る商品と混同が生じていることもわかった。これに関して、甲が発言2をしている。

発言2 「W社の商標Bの使用態様に基づいて、商標Bに対しては、不正使用取消審判を請求することにより、請求が認められれば所定のペナルティがあります。」

以上を前提として、問5～問8に答えなさい。

問5

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を選びなさい。

問6

【理由群Ⅲ】の中から、問5において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 登録異議の申立ての期間は、商標掲載公報発行日から起算され、期間が経過しているため
- イ 登録異議の申立てが可能な期間内であるため
- ウ 登録異議の申立ての期間は、登録日から起算され、期間が経過しているため

問7

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問8

【理由群Ⅳ】の中から、問7において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 混同の発生を理由としては、商標登録は取り消されないため
- イ 商標登録は取り消されないが、W社に対する使用許諾が取り消されるため
- ウ 商標登録が取り消されるため

3 広告会社X社の営業部の部員甲が、コンテンツの利用方法についてX社の法務部の部員乙に質問をしている。発言1～2は甲の発言である。

発言1 「先日、近所のスケートリンクでアイスショーが行われていて、元スケート選手の丙が古典音楽家バッハの曲に合わせて自由に滑っていました。この様子をスマートフォンで動画撮影したので、自分のブログにアップロードして紹介することを考えています。ブログは、営利を目的とせず個人的な趣味でやっているものです。この場合、著作権法上、問題はありませんよね。」

発言2 「地元で新しくショッピングセンターが開店することになったそうです。ショッピングセンターを宣伝する営利の目的で、地元の音楽大学の学生を招いて、若手の作曲家丁がドラマのテーマソングとして作曲した曲を演奏してもらうライブを企画しているそうです。ライブでは客は無料で演奏を聴くことができ、学生には演奏料を支払う予定はありません。また、ライブ演奏だけで録音やネット配信等はいりません。この場合、著作権法上、問題はありませんよね。」

以上を前提として、問9～問12に答えなさい。

問9

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問10

【理由群V】の中から、問9において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群V】

- ア 著作権及び著作隣接権を侵害しないため
- イ 著作権を侵害しないが、著作隣接権を侵害するおそれがあるため
- ウ 著作隣接権を侵害しないが、著作権を侵害するおそれがあるため
- エ 著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあるため

問 1 1

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問 1 2

【理由群VI】の中から、問 1 1 において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

【理由群VI】

- ア 著作権及び実演家の著作隣接権を侵害するおそれがあるため
- イ 実演家の著作隣接権を侵害しないが、著作権を侵害するおそれがあるため
- ウ 著作権を侵害しないが、実演家の著作隣接権を侵害するおそれがあるため
- エ 著作権及び実演家の著作隣接権を侵害しないため

4 問13～問33に答えなさい。

問13

千葉県のあるX事業協同組合では、地域の名称と地元野菜であるキャベツの名称のみからなる商品名Aを活用した地域おこしを企画し、商品名Aを付したキャベツの販売を開始し、商標登録出願を検討している。ア～エを比較して、X事業協同組合の職員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 指定商品「キャベツ」、商品名Aを商標とする地域団体商標を出願した場合には、たとえ周知となっていなくても商標登録される。
- イ 指定商品「キャベツ」、商品名Aを商標とする通常の商標登録出願をした場合には、商標登録される。
- ウ 地域の名称のみからなる商標を地域団体商標として出願した場合には、周知となっていなくても商標登録されない。
- エ 商品名Aを図案化した商標を地域団体商標として出願した場合には、周知となっていれば商標登録される。

問14

測定機器メーカーX社では、特許権Pを取得している酸素センサを用いた携帯型酸素濃度計である装置Aの製造販売を、新規事業として検討している。そこで、新規事業戦略会議を開き、特に知的財産に関する検討を行うこととした。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 特許権Pの公開によって装置Aの非公知性が失われており、特許権Pに係る明細書に記載しなかった装置Aの製造工程についても、わが社の営業秘密として保護することはできない。
- イ わが社は東京証券取引所のプライム市場に属しているため、コーポレートガバナンス・コードの対象外である。そのため新規事業の開始の際の知的財産権の侵害のリスクがある場合であっても、知的財産担当取締役や取締役会にまでは報告する必要はない。
- ウ 競合会社であるY社が学術誌に投稿した論文には、わが社のコア技術を評価した試験結果が掲載されている。一方、Y社による製品の製造販売の事実はまだない。この段階では、Y社に対して特許権Pに基づいた権利行使をすることはできない。
- エ 競合会社であるW社が製造販売している製品Bが、装置Aと同じ機能を備えているとの情報を入手した。製品Bの製造販売行為は、特許権Pを侵害しているかもしれないので、すぐにW社に対して侵害に関する警告書を送付する。

問 15

検査機器メーカーX社は、画像処理装置Aを製造販売している。Y社は自己の有する特許権Pに基づいて、X社の画像処理装置Aの製造販売行為に対して、侵害訴訟を提起した。X社の知的財産部の部員は、特許権Pに係る特許発明の内容を検討している。ア～エを比較して、無効理由を有する特許発明として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 工程aと、工程bとを表現するコンピュータ言語
- イ ステップcと、ステップdとを備える画像処理方法
- ウ 手段eと、手段fとを備える画像処理装置
- エ 処理部gと、処理部hとを備えるコンピュータ装置

問 16

家具メーカーX社は、開発中の机の試作品A及び試作品Bを展示会に出品した。試作品A及び試作品Bが好評であったので、製品化が決定され、意匠登録出願を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社は、試作品A及び試作品Bに係る意匠について、1通の願書により複数の意匠登録出願をまとめて出願し、意匠登録を受けることができる。
- イ X社は、試作品Aに係る意匠について、新規性喪失の例外の手続をして意匠登録出願する場合には、展示会で試作品Aに係る意匠を出品した日から9カ月以内に、意匠登録出願をしなければならない。
- ウ X社が、試作品A及び試作品Bについて、新規性喪失の例外の手続をして、各々について意匠登録出願をする場合には、同日に出願しなければならない。
- エ X社が、試作品Aに係る意匠について、新規性喪失の例外の手続をして意匠登録出願をした場合、試作品Aを展示会に出品した日が意匠登録出願の出願日とされる。

問 17

自動車メーカーX社の技術者甲は、新しい電動パワーステアリング技術に関する発明Aを創作し、特許出願を計画している。X社の知的財産部の部員乙は、発明Aに関する新規性について調査をした。ア～エを比較して、乙の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 競合企業Y社が、発明Aとほぼ同一の技術についてドイツでのみ特許権を取得し、特許公報が公開されている。しかし海外の特許公報なので、新規性は否定されない。
- イ 甲は、X社の外注企業W社に対して発明Aに関する技術説明会を開催した。しかしW社とは秘密保持契約を締結した上で開催したので、新規性は否定されない。
- ウ 自動車業界の専門誌に、X社の発明Aが掲載され、オンラインで有料購読可能になっている。しかし無料公開ではないので、新規性は否定されない。
- エ 甲は、自身のSNSに発明Aに関する投稿をし、一般に公開された。しかし社外の技術者に閲覧された可能性は低いので、新規性は否定されない。

問 18

X社は、品種Aについて種苗法に基づく品種登録を受けた。ア～エを比較して、X社の担当者の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア わが社から品種Aの種苗を購入した者が、その種苗を無断で第三者に譲渡する行為は、わが社の育成者権を侵害する。
- イ 品種Aの育成方法に係る特許権を有するY社が、その特許発明に基づいて品種Aを生産する行為は、わが社の育成者権を侵害する。
- ウ 品種Aを試験又は研究のために利用する行為に対しては、育成者権を行使できない。
- エ 品種Aは、永年性植物であるので、育成者権の存続期間は、品種登録の日から20年間である。

問19

新人映画監督の甲は、漫画家乙が描いた漫画Aを映画化した。映画製作にあたり、資金繰りに難航していたため、甲の友人である丙が不足する資金を提供し、また、劇中に使用する効果音の創作も行った。映画の脚本は甲の知人丁が書いた。ア～エを比較して、当該映画の著作物の著作者となり得る者として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲と乙と丙と丁
- イ 甲と丙と丁
- ウ 甲と丁
- エ 甲

問20

服飾メーカーX社の知的財産部の部員は、自社製品の模倣品Aが出回っているのを排除するために、その方策を社内で検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社が保有する意匠権と模倣品Aとの関係について、弁理士に鑑定を依頼する。
- イ 模倣品Aに対してX社が保有する意匠権の侵害であるとして、差止請求訴訟を裁判所に提起する。
- ウ 模倣品Aの取締現場の新聞報道やテレビ報道を通して会社の姿勢を示し、模倣品排除の宣伝効果を上げる。
- エ 意匠権では税関で模倣品Aの差止めを申し立てられないので、不正競争防止法による差止めを申し立てる。

問 2 1

ア～エを比較して、知的財産の譲渡契約についての X 社の知的財産部の部員の考えとして、最も 不適切 と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア 譲渡契約の調印者は、できれば代表取締役が望ましいが、知的財産に関する契約の締結について権限を有する執行役員でも問題はない。
- イ 特許や商標の譲渡に関する交渉の場合、生成 AI を使用した無償のアプリケーションが作成した契約書をそのまま使用した場合であっても、交渉する双方の署名押印があり、意思表示が合致しているのであれば、契約の効力は発生する。
- ウ 契約の法的な証拠としての価値という観点からは、直筆でサインしている署名と、ゴム印で氏名を印したような記名とでは、証拠としての価値はほとんど変わらない。
- エ 契約は内容が確定できる必要があり、譲渡の対象となる特許や商標が全く特定されていない場合、有効な契約とは認められない。

問 2 2

金属加工メーカー X 社の知的財産部の部員が、新しく発売した、新規形状のステンレス製の収納用のラック A について説明を行っている。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も 不適切 と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア Y 社がラック A と酷似しているラック B を製造販売していることが判明し、調査したところ、X 社でラック A の製造装置の設計開発をしていた研究者甲が、6 カ月前に X 社を退社し、すぐに Y 社に入社していることがわかった。甲が X 社の在籍時に担当していた製造装置の設計図をそのまま流用しない限り、早期にラック B を製造するのは困難である。しかしながら、退社後ということもあり、X 社は、不正競争防止法による保護を受けられる場合はない。
- イ X 社は、ラック A について、新たな商品名 C として販売を始めた。まだ発売されたばかりであるが、テレビで宣伝しているので、商品名 C もそれなりに知られている。商品名 C について商標登録出願をしたところ、極めて簡単でありふれた名称であるとして商標登録を受けられなかったが、不正競争防止法による保護を受けられる場合はある。
- ウ ラック A の形状に関しては、意匠法及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号（商品形態模倣行為）による保護が可能である。その場合、不正競争防止法で保護される期間は、意匠法で保護される期間よりも短いので注意が必要である。ラック A に関しては、日本国内で最初に販売してから 2 年後には新規デザインの次世代製品に替わる予定であり、大きな問題はない。
- エ ラック A の形状が、W 社が先に販売していたラック D と類似していることが判明した。X 社が模倣したわけではなく、あくまでも偶然に似てしまったものであるから不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号（商品形態模倣行為）に該当するものではないが、X 社のオリジナリティ確保のため、ラック A のデザイン変更を検討する。

問 2 3

写真家甲は、これまで撮影してきた写真について利用許諾をするか、著作権を譲渡するかについて検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 利用許諾の登録をしなければ、利用許諾の効力は発生しない。
- イ 譲渡の登録をしなければ、譲渡の効力は発生しない。
- ウ 譲渡契約書に「すべての権利を譲渡する」と記載すると、甲の著作者人格権は消滅する。
- エ 期間を決めて利用許諾をすることができる。

問 2 4

音響機器メーカーX社の知的財産部の部員甲が、特許の調査方法について部員乙に説明している。ア～エを比較して、部員甲の発言として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「特許調査をする際の注意点は、特許出願は、原則として出願日から1年6カ月経過しなければ公開されないので、調査日から1年6カ月前までの間に出願された特許出願は、調査できないことです。これは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に限らず、他の有料特許データベースにおいても同様です。」
- イ 「特許文献は、技術分野毎に分けられ、分類されています。分類には、世界共通の分類であるF I（File Index）や日本独自の分類であるFタームがあります。」
- ウ 「すでに出願公開されている特許出願、又は登録されている特許を調査するには、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用することができます。」
- エ 「特許調査をする際は、漏れをなくするために公開特許公報だけでなく登録後に発行される特許掲載公報も調査する必要があります。」

問25

歯ブラシメーカーX社は、デザイン会社Y社に対して、新製品の歯ブラシのデザインの創作を依頼した。Y社の従業員である甲と乙は、共同でデザインAを創作した。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員丙の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。なお、Y社の職務創作に関する規程において、意匠登録を受ける権利の承継について、別段の定めはないものとする。

- ア 「X社とY社の間にはデザインAに係る秘密保持契約があるので、この契約をもって、X社は、デザインAについて意匠登録出願をすることができます。」
- イ 「甲は、乙の同意がなければ、デザインAに係る意匠登録を受ける権利の持分を、X社にもY社にも譲渡することができません。」
- ウ 「甲と乙のデザインAに係る意匠登録を受ける権利は、一旦、Y社に移転しなければX社に移転することはできません。」
- エ 「X社及びY社はデザインAに係る意匠登録を受ける権利を甲及び乙から承継することができないので、甲及び乙が共同で意匠登録出願をしなければなりません。」

問26

機械メーカーX社は、新型のモーター機構である発明Aについて2025年10月1日に日本で特許出願Pを行った。その後、X社は発明Aを展示会で発表し、その反応を踏まえて2026年2月1日に発明Aを改良した発明Bを開発した。X社の知的財産部の部員は発明Bについて国内優先権制度を利用した特許出願Qの検討をしている。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 発明Aは展示会で発表し公開されたので、特許出願Qの審査では、発明Aを記載した特許出願Pが先行技術文献として引用される。
- イ 発明Bが記載された特許出願Qが出願公開されるのは、特許出願Qの出願日から1年6カ月後になる。
- ウ 特許出願Qのうち、発明Bについては特許出願Qの出願日を基準に新規性等の審査が行われる。
- エ 特許出願Qが特許権として登録された場合の存続期間は、特許出願Pの出願日から20年間である。

問27

家電機器メーカーX社は、電子レンジAに係る秘密意匠の意匠権Dを取得した。X社の知的財産部の部員が調査したところ、X社が電子レンジAを発売する直前になって、意匠権Dの秘密期間経過前において、ライバルメーカーのY社が、電子レンジAと類似する電子レンジBを製造販売していることがわかった。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 意匠権Dの秘密期間を短縮することを考えているが、意匠権Dの設定登録後に、秘密期間を短縮することはできない。
- イ 秘密意匠であっても、電子レンジBが、意匠権Dに係る登録意匠の範囲に属することを確認するために、特許庁に判定を請求することができる。
- ウ Y社に対して、意匠権Dの秘密期間経過後でなければ差止請求を行うことはできない。
- エ 意匠権を侵害した者は、侵害行為について過失があったものと推定されるので、意匠権Dに基づく権利行使において、Y社の過失を立証する必要はない。

問28

アパレルメーカーX社の知的財産部の部員甲が部員乙に対して、商標の調査について、説明している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 商標の類否の判断においては、取引の実情も考慮される。
- イ 同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として互いに類似するものと推定される。
- ウ 商品の類否は、生産部門、販売部門、需要者の範囲等の一致の観点から判断される。
- エ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を用いて先行調査をする際に、商標の称呼、観念について、検索項目として、キーワードを入力して、調査できる。

問29

電線メーカーX社は、新たに設計開発した光ファイバーに関する特許出願をして、特許権Pを取得した。一方、光ファイバーメーカーY社は、光ファイバーAを独自に開発していた。なお、光ファイバーは要件によっては外為法（外国為替及び外国貿易法）におけるリスト規制の対象になる可能性がある。ア～エを比較して、Y社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 光ファイバーAに係る特許権を取得するために必要最小限の技術を明細書に記載して外国に特許出願することについては、外為法の許可は必要ない。
- イ 光ファイバーAを製造販売する前に、外国にある企業へ光ファイバーAに係る技術の内容について情報提供する際には、外為法の許可の申請が必要となる場合がある。
- ウ 光ファイバーAは、特許権Pに係る特許請求の範囲に記載された構成要素のすべてを備えてはいない。したがって、光ファイバーAの製造販売開始後にX社が特許権Pに基づいて侵害訴訟を提起した場合であっても問題はない。
- エ 特許権Pと、光ファイバーAは関連することがわかった。X社は、将来、光ファイバーAの製造販売行為に対して、特許権Pに基づいて、侵害訴訟を提起してくる可能性が高いので、光ファイバーAの実施行為が特許権Pの侵害とならないような設計変更が可能かを検討すべきである。

問30

塗料メーカーX社は、外装用の塗料Aを開発し、製品化して販売することを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社は、塗料Aに係る技術について、特許出願をせずに自社のホームページ上で公開した場合、低コストで迅速に他社の特許権の取得を阻止できるが、自社の特許権の取得の道も閉ざすことになる場合がある。
- イ X社のコア技術は塗料Aの製造で用いる樹脂の分散技術であるため、当該分散技術を秘匿化し、それ以外の塗料Aに係る技術について特許権を取得して他社に広くライセンスすることで、自社利益の拡大を図ることとした。
- ウ X社が塗料Aを海外で製造販売する場合には、日本で特許権を取得しただけでは不十分であり、塗料Aの生産国及び市場国においても権利取得を検討する。
- エ 塗料Aの販売を開始するにあたり、他社の特許権を侵害していないかを確認するためにIPランドスケープによって他社の特許状況を把握することとした。

問3 1

電機メーカーX社の開発者甲は、研究開発部門において電池Aの開発に職務として従事していた。その後、甲は、X社を退社し、電機メーカーY社に電池の開発担当部の部長として入社した。甲は、Y社において、電池Aに係る発明aを完成させた後、特許出願をし、発明aに係る特許権を取得した。また、Y社は電池Aを有する家庭用蓄電池の製造販売を開始した。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。ただし、X社、Y社いずれにおいても職務発明に関する規程は定められていないものとする。

- ア 発明aは、X社における甲の過去の職務及びY社における甲の現在の職務に属するものであるから、X社及びY社の両社が職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。
- イ X社及びY社は職務発明に関する規程を定めていないため、いずれも発明aについて職務発明に基づく法定通常実施権を取得できない。
- ウ 発明aは、Y社における甲の現在の職務に属するものであるから、Y社のみが職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。
- エ 発明aは、X社における甲の過去の職務に属するものであるから、X社のみが職務発明に基づく法定通常実施権を取得する。

問3 2

食品メーカーX社は、添加物Aに係る特許権Pを有する。特許権Pについては、Y社の上に添加物Aの製造販売に関する通常実施権が許諾されていた。X社の知的財産部の部員が調査したところ、最近、W社が添加物Aと同一の添加物Bを製造販売していることがわかった。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア W社が製造した添加物Bを、V社が購入してV社が販売する行為は、特許権Pの侵害とはならないため、特許権侵害に係る警告書を送付する相手はW社に限られる。
- イ X社がW社に対して差止請求権を行使する場合には、事前に警告することは不要である。
- ウ 特許権Pに係る特許請求の範囲に誤記があることを発見した場合、登録後であっても、誤記の訂正をすることはできる。
- エ X社がY社に無断で特許権PをW社に移転しても、Y社の通常実施権の対抗力は有効である。

問33

ア～エを比較して、著作権等についてのX社の法務部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 共同著作物に係る著作権について質権を設定する場合、各著作権者は他の著作権者の同意を得ずに行うことはできない。
- イ 著作権の侵害訴訟を提起するためには、その著作権に係る著作物について、著作権登録がされていることが必要である。
- ウ 著作権侵害の損害賠償請求訴訟において、侵害者の過失が推定されるため、侵害者の過失を立証する必要はない。
- エ 著作者の死亡と同時に著作者人格権も消滅するため、著作者死亡の後であれば、著作物を自由に改変することができる。

5 問34に答えなさい。

問34

大企業である機械メーカーX社は、工作機械に関する発明について、特許請求の範囲に請求項1から請求項14（うち請求項1，請求項4，請求項8，請求項12は独立項，その他は従属項）を記載した特許出願Pを2026年3月31日に出願し，出願と同時に出願審査請求することを検討している。この場合，出願及び出願審査請求のためにX社が必要な費用は何円か，記入例に従って算用数字で記入しなさい。

記入例 50000円の場合は，左詰めで「50000」と記入

特許法第195条関係別表及び特許法等関係手数料令より抜粋

納付しなければならない者 金額

特許出願をする者 1件につき14000円

出願審査の請求をする者 1件につき138000円に1請求項につき4000円を加えた額

6 次の会話は、X社において特許協力条約（PCT）による国際出願を検討している発明者甲と知的財産部の部員乙のものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「外国で特許を取得したいので、国際出願を行いたいのですが、当然英語で出願書類を作成する必要がありますよね。」

乙 「国際出願を日本の特許庁に出願する場合は、その出願書類の作成に使用できるのは 1 です。」

甲 「国際出願をすることによって、具体的にはどのような効果がありますか。」

乙 「国際出願により、 2 に対して正規に国内出願したものとして扱われます。」

甲 「国際出願をするとその出願について審査が行われますか。」

乙 「すべての国際出願について特別の процедуруをしなくても国際調査が行われます。その結果、出願人は 3 を受け取ることができます。」

【語群Ⅶ】

ア 日本語のみ

イ 英語のみ

ウ 日本語及び英語

エ 指定国

オ 協定国

カ 選択国

キ 国際調査見解書と国際予備審査報告

ク 国際調査報告と国際調査見解書

ケ 国際予備審査報告と国際調査報告

問35

【語群Ⅶ】の中から空欄 1 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問36

【語群Ⅶ】の中から空欄 2 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問37

【語群Ⅶ】の中から空欄 3 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

7 次の会話は、大学の映画研究会に所属する甲と乙のものである。問38～問40に答えなさい。

甲 「近所の公園で、俳優丙が出演するドラマの撮影が行われていたので、撮影の休憩時間に、私のスマートフォンでこっそり丙を撮影しました。この撮影した画像を自分のブログに掲載したいと考えていますが、何か問題がありますか。」

乙 「丙の1が問題となります。」

甲 「自主制作の短編映画を撮影するため、大学の近所の公園で撮影したところ、地元のお祭りのポスターが一瞬写っていました。映画研究会のブログに、この映画をアップロードしたいと考えていますが、何か問題がありますか。」

乙 「著作権法上、ポスターの著作権者の2。」

甲 「撮影した短編映画に入れる音楽について、どの楽曲を使うかを検討するため、撮影した映像にあわせて楽曲を録音したいと考えていますが、何か問題がありますか。」

乙 「著作権法上、楽曲の著作権者の3。」

【語群Ⅷ】

- ア 公表権
- イ 同一性保持権
- ウ 肖像権
- エ 公衆送信権の侵害となります
- オ 複製権の侵害となります
- カ 録音権の侵害となります
- キ 著作権が制限されるので問題はありません

問38

【語群Ⅷ】の中から空欄1に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問39

【語群Ⅷ】の中から空欄2に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問40

【語群Ⅷ】の中から空欄3に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 ウ

問3 ×

問4 イ

問5 ×

問6 ア

問7 ○

問8 ウ

問9 ×

問10 イ

問11 ×

問12 イ

問13 ウ

問14 ウ

問15 ア

問16 ア

問17 イ

問18 ウ

問19 エ

問20 エ

問21 ウ

問22 ア

問23 エ

問24 イ

問25 イ

問26 ウ

問27 イ

問28 エ

問29 ウ

問30 エ

問31 ウ

問32 ア

問33 ア

問34 208000

問35 ウ

問36 エ

問37 ク

問38 ウ

問39 キ

問40 キ